

令和6年度集団指導資料

運営指導における指導事項等：地域密着型サービス
その他留意事項：地域密着型サービス

浜田地区広域行政組合 介護保険課

令和7年3月12日

目次

I	運営指導における指導事項	・ ・ ・	1
II	その他留意事項等	・ ・ ・	7

I 運営指導における指導事項等

令和6年度に実施した地域密着型サービス事業所に対しての運営指導において指導した事項等について解説をします。

運営指導が実施されなかった事業所においても確認のうえ、今後の参考としてください。

(1) 非常災害対策

- ・風水害に対処するための計画が実効的ではない事例があった。
- ・非常災害に関する訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていることが確認できない事例があった。

事業者は、非常災害に関する具体的な計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければなりません。

事業者は、非常災害に関する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。

- ・「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「指定夜間対応型訪問介護」は除きます。
- ・「災害に係る業務継続計画」と「非常災害に関する具体的な計画」については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定しても差し支えありません。
- ・「災害に係る業務継続計画」に係る訓練と「非常災害対策に係る訓練」は一定的に実施しても差し支えありません。

(2) 地域との連携等

- ・当該地域密着型サービスに知見を有する者が選任されていない事例があった。
- ・運営推進会議が規定回数以上開催されていない事例があった。
- ・運営推進会議の議事録の公表が確認できない事例があった。

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該サービス事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

事業者は、活動状況の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければなりません。

- ・「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は「介護・医療連携推進会議」となります。
- ・「指定小規模多機能型居宅介護」「指定認知症対応型共同生活介護」「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」はおおむね2月に1回以上の開催が必要です。
- ・「指定夜間対応型訪問介護」は除きます。

(3) 個別サービス計画の作成等

- ・ 居宅サービス計画に変更があったにもかかわらず、それに沿った個別サービス計画が作成されていない事例があった。

個別サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。

(4) 領収書について

- ・ 医療費控除の対象額が記載されていない事例があった。
- ・ 医療費控除の対象とならない額が医療費の控除対象額として記載されている事例があった。

利用料が医療費控除の対象となる場合は、医療費控除の対象額が記載された領収書を発行する必要があります。

※ 平成25年1.月25日 厚生労働省老健局総務課事務連絡

「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて」

(5) 身体的拘束

- ・身体的拘束等の適正化のための委員会を実施したこと又は実施する予定が確認できない事例があった。
- ・研修を実施したこと又は実施する予定が確認できない事例があった。

事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

- ・研修の「定期的」な実施とは、「年2回以上」の実施となります。
- ・緊急やむを得ない場合に実施した身体的拘束について、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行っていない場合及び上記ア～ウの措置を講じていない場合、報酬が減算となります。

（６）個別機能訓練加算

- ・「興味・関心シートチェックシート」に誤りがある事例があった。
- ・個別機能訓練計画について、機能訓練指導員等が多職種共同で作成したことが確認できない事例があった。
- ・個別機能訓練計画が、居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画と連動していない事例があった。
- ・３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問しているものの、当該利用者の居宅での生活状況の確認が不十分な事例があった。

地域密着型通所介護における、個別機能訓練加算の目標設定・個別機能訓練計画の作成方法の詳細等の事務処理は、

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

（令和6年3月15日老高発0315第2号、老認発0315第2号、老老発0315第2号）

第二 個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について

I 通所介護等における取扱い

を参考に実施することとされています。

Ⅱ その他留意事項等

- (1) 協力医療機関に関する届出について
- (2) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について

(1) 協力医療機関に関する届出について

概要

令和6年度から、協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者、入居者の急変時における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称や取り決め内容を指定権者に届け出ることが義務付けられています。

対象サービス

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

提出書類

協力医療機関に関する届出書、協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等）

提出期限

毎年度3月末まで

(2) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について

概要

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務付けられました。

なお、令和9年3月31日までは経過措置期間となっています。

対象サービス

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、
認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護